



市制施行50周年を記念し、本市の名誉市民である宮崎駿氏(スタジオジブリ)に描いていただいた市のイメージキャラクターです。



ホームページ <http://www.city.koganei.lg.jp/>

モバイル(携帯電話)版 <http://www.city.koganei.lg.jp/m/index.htm>

毎月1・15日発行

世帯と人口

27.4.1 現在

世帯数 57,649 (301増) 男 58,299 (63増)

人口 117,671 (199増) 女 59,372 (136増)

※ 世帯数および人口は、住民基本台帳によるものであり、外国人住民の方を含みます。()内は前月比

主な内容

◆お知らせ

新産業振興プラン策定委員会委員募集、平成27年度予算のあらまし、4月から65歳以上の方の介護保険料額が変更 ほか …2~4・6~9面

◆福祉のひろば

中等度難聴児の補聴器購入費の一部助成、東京都シルバーパスを発行していただきます ほか…4・5面

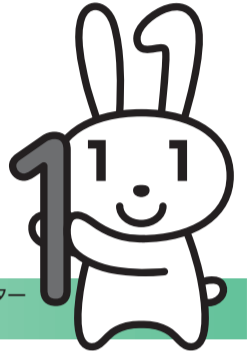
◆健康ガイド

20代からの理想のカラダづくり講座、歯科講演会、平成27年度定期予防接種事業 ほか …5面

◆催し

植木・苗木の無料配布、春の交通安全運動市民の集い、成人学校、高齢者学級 ほか …11・12面

平成27年10月から皆さん一人一人に12けたのマイナンバー(個人番号)が通知されます



マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

平成27年10月から、住民票に記載されている住所に個人番号の「通知カード」が送付されます。

平成28年1月から「個人番号カード」交付を開始しますが、交付には、「通知カード」が必要となりますので、大切に保管してください。

マイナンバーは、年金・雇用保険・医療保険の手続き、生活保護や福祉の給付、確定申告などの税の手続きなど、法律で定められた事務に限って、利用されます。

また、民間事業者でも、社会保険・源泉徴収事務など、法律で定められた範囲に限り、マイナンバーを取り扱います。

法律で定められた目的以外でマイナンバーを利用したり、他人に提供したりすることはできません。

他人のマイナンバーを不正に入手したり、正当な理由無く提供すると、処罰されることがあります。

市や国などでは、マイナンバーに結びついた個人情報を守るため、さまざまな対策を講じます。

マイナンバー制度についての詳細は、マイナンバーのホームページ (<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>) でご確認ください。コールセンター(☎0570-20-0178)にお問い合わせください。

※ 外国語対応(英語) = ☎0570-20-0291

マイナンバー制度に係る市の取り組みについて

市では、この制度への対応にあたり、情報システムの安全性を確保し、市の個人情報の保護を図り不正利用や情報漏えいへの対策に万全を期するため住民基本台帳システムなど既存のシステムの改修、整備を中心に進めています。

【特定個人情報保護評価の実施・公表について】

「特定個人情報保護評価」は、マイナンバー制度における個人情報保護対策の一つとして、特定個人情報の漏えいなどを発生させるリスクを分析し、軽減するための適切な措置を講ずることを宣言するものです。

市では、既存のシステムで特定個人情報を取り扱う事務について、評価書の作成を進めています。このたび、国の機関である特定個人情報保護委員会に評価書を提出し、4月16日から市ホームページで公表します。

【評価書閲覧について】

評価書は4月16日から、評価実施の担当課窓口および情報公開コーナー(市役所第二庁舎6階)等で閲覧できるほか、マイナンバー保護評価Web (<http://www.ppc.go.jp/mynumber/>) で検索可能です。

問合せ先 企画政策課企画政策係 (☎042-387-9800)

マイナンバーは行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤です

【行政の効率化】

行政機関や地方公共団体などでさまざまな情報の照合や入力などに要している時間や労力が大幅に削減されるとともに、より正確に行えるようになります。

【国民の利便性の向上】

添付書類の削減など、行政手続が簡素化され、負担が軽減されます。情報提供等記録開示システムによる情報の確認や提供などのサービスを利用できます。

【公平・公正な社会の実現】

所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなり、脱税や不正受給などを防止するとともに、本当に困っている方にきめ細かな支援を行えます。

行財政改革市民会議から答申を受けました

第7期行財政改革市民会議は、平成25年4月に市長から諮問を受け、この2年間、第3次行財政改革大綱の推進等について審議を行い、3月27日に市長に答申を提出しました。

市では、答申を真摯に受け止め、行財政改革のさらなる推進に取り組みます。

答申内容は、企画政策課(市役所本庁舎2階)、市役所第二庁舎1階受付、情報公開コーナー(市役所第二庁舎6階)、図書館本館、小金井 宮地楽器ホール(小金井市民交流センター)、公民館各館、福祉会館、東小金井駅開設記念会館、婦人会館、保健センターでご覧いただけるほか、市ホームページでも公開しています。

問合せ先 企画政策課企画政策係 (☎042-387-9826)



平成27年国勢調査員を募集しています

5年に1度行われる国勢調査が平成27年10月1日を基準日に行われます。

国勢調査は、日本に住んでいる全ての人を対象に行うもので、国の最も基本的な統計調査です。

市では、国勢調査を支援していただく調査員を募集しています。

任命期間 平成27年8月下旬~10月下旬(予定)

内容 ▷説明会への出席 ▷調査区要図(地図)、調査世帯一覧の作成 ▷インターネット回答の利用案内を配布 ▷調査票の個別配布・回収 ▷調査書類の提出

調査件数 1調査区40~70世帯程度。原則2調査区を担当していただきます。

報酬 7万円程度(2調査区担当の場合の予定額)

応募資格 ▷20歳以上の調査活動ができる健康

な方 ▷警察、選挙、税務事務に従事していない方 ▷暴力団員その他の反社会的勢力に該当しない方

申込書配布 総務課(市役所本庁舎1階)、市役所第二庁舎1階受付、公民館各館、東小金井駅開設記念会館、上之原会館、桜町上水会館、前原町西之台会館、婦人会館、図書館本館、総合体育館、栗山公園健康運動センター、福祉会館、保健センター、市立はげの森美術館で配布しているほか、市ホームページからダウンロードできます。

申込 5月29日までの午前9時~正午、午後1時~4時30分(土曜・日曜・祝日を除く)に、市指定の申込書に必要な事項を明記し、直接、総務課庶務係(☎042-383-1111内線2416)へ。

※ 簡単な面談を実施するため、申込書は、受験者本人が持参してください。(代理の方や郵送による提出はできません)